

★ 積極的農業者18 ★



農政課では高齢化による農業の担い手不足に対応するため、集落営農組織の育成を支援しています。

① 集落営農組織名 特定農業団体 小江長瀬営農組合
代表 森廣 義和

② 所在地 国東市国見町岐部

③ 設立年月 平成21年5月

④ 構成戸数 17戸

⑤ 主な経営内容

【経営面積】自作地 0ha、借入地 1.2ha

特定農作業受託 1.2ha

【作付面積】ソルゴ 1.2ha

⑥ 集落営農に取り組んで良かったこと

- 農家の高齢化及び転作により耕作放棄地が増えてきている中で耕作放棄地の解消に向けて努力しているところです。

⑦ 今後の展望、抱負

- 共同利用機械（コンバイン、田植え機）の導入を図りたい。



▲総会風景

集落営農について関心のある方は、お問い合わせください。

問い合わせ

農政課

☎72-5167

国見総合支所地域産業課 ☎82-1113 安岐総合支所地域産業課 ☎67-1116

武蔵総合支所地域産業課 ☎68-1115 大分県東部振興局農山漁村振興部集落・水田班 ☎72-0409

農業振興地域内農用地を地目転用するときは、事前に手続きが必要です。

「自分の農地だから、農業以外の利用には許可や届け出など必要ないのでは？」と思っている方はいませんか？優良な農地を保全し、農業政策の各種施策を実施するため、「農地法」や「農業振興地域の整備に関する法律」があります。この法律により、農業振興地域内農用地に指定されている農地は、原則として農業以外の用途には使用できません。ただし、やむを得ず農地を宅地等に転用する場合は、農地転用の手続き（市農業委員会）よりも先に農用地区域からの変更手続きを行うことが法律で決められています。なお、申請書の受付期限につきましては、3月・6月・9月・12月の15日までです。また、農業振興地域の農用地区域に指定されている農地の確認につきましては、下記の連絡先までお問い合わせのうえ、ご確認ください。

このような許可を取らずに、農地を無断で開発する事例が増えています。こういった場合は、農地法の規定による罰則が適用されますので、事前の確認をお願いします。また、「とりあえず除外しておきたい」「耕作していないので除外したい」などの受付はできません。なお、土地条件等により除外出来ない場合もあります。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

農政課

☎72-5167

国見総合支所地域産業課 ☎82-1113

武蔵総合支所地域産業課 ☎68-1115

安岐総合支所地域産業課 ☎67-1116